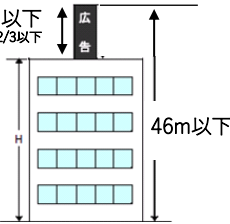


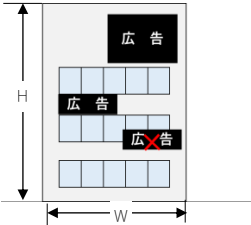
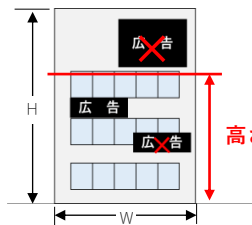
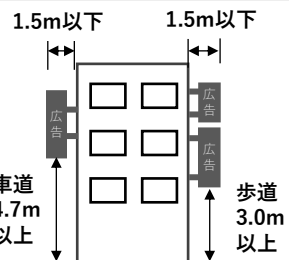
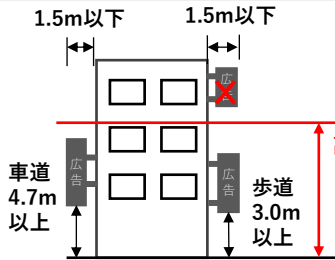
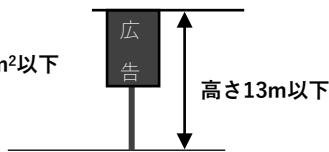
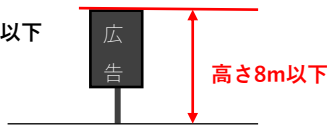
西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制について

①本線に向けて設置する自家広告物						
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制			西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準			①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（ＪＲ信越本線）～安中市下秋間 ③安中市下秋間～高崎市境	
規制範囲	－			本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側100m以内 本線中心線から両側300m以内	
総表示面積	一般の施設の場合			現況基準の半分	一般の施設の場合	
	商業施設等	延床面積	2千㎡未満		100㎡以下	50㎡以下
			2千㎡以上 5千㎡未満		150㎡以下	50㎡以下
			5千㎡以上 10千㎡未満		200㎡以下	75㎡以下
			10千㎡以上 15千㎡未満		250㎡以下	100㎡以下
			15千㎡以上		300㎡以下	125㎡以下
		15千㎡以上	300㎡以下	150㎡以下		
色彩等	規制なし			○色数5色以内 ・無彩色を除く ・色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内		
光源の点滅	規制なし			不可		
屋上広告物	10m以下 かつ、H×2/3以下  表示面積：一面25㎡以下			設置不可		

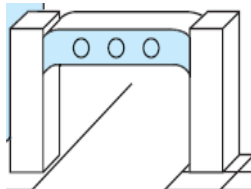
西毛広域幹線道路 本線に向けて設置する自家広告物 1 / 4

1

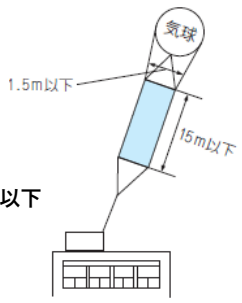
①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
壁面広告物	壁面（H×W）の1/3以下かつ、広告物1面25㎡以下 2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない 	壁面（H×W）の1/3以下かつ、広告物1面25㎡以下 2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない  高さ 8 m 以下	設置不可	
突出広告物	1.5m以下 1.5m以下 車道 4.7m 以上 歩道 3.0m 以上 	1.5m以下 1.5m以下 車道 4.7m 以上 歩道 3.0m 以上  高さ 8 m 以下	設置不可	
建植広告物 (広告板・広告塔)	表示面積：一面15.0㎡以下 高さ13m以下 	表示面積：一面15.0㎡以下 高さ8m以下 		

①本線に向けて設置する自家広告物

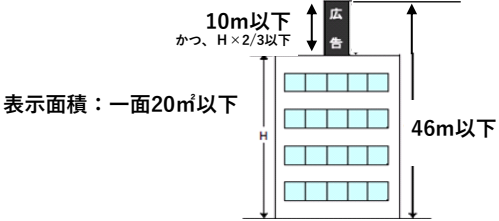
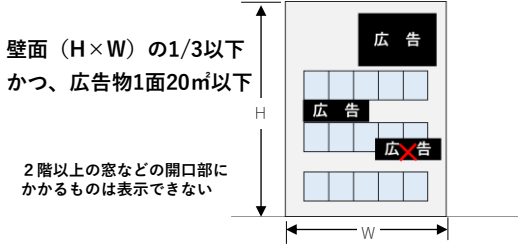
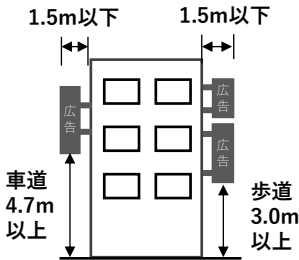
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制			
	現況基準		①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境	
電光掲示板等	○建築物及び建築物敷地を利用するもの		設置不可			
	高さ	建植する場合				5 m以下
		建植以外				7 m以下
	表示面積	道路からの後退距離が 5 m未満の場合 1 面 3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下				
		〃 5 m以上10m未満の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下				
		〃 10m以上の場合 1 面12㎡以下かつ合計24㎡以下				
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下				
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積 1 ㎡以下のものは可)				
電光掲示板等	○空地に建植するもの		設置不可			
	高さ	5 m以下				
	表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可				
		〃 10m以上の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下				
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を 5 m以上とすること。				
アーチ広告物	下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上		設置不可			
						

①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（ＪＲ信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
アドバルーン 短期広告物 (許可期間２か月以内)	 広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下	設置不可		

※その他の広告物は、従前の許可基準に従う。

②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（ＪＲ信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
規制範囲	—	本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内
屋上広告物	 10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下 表示面積：一面20㎡以下 46m以下 広告	設置不可		
壁面広告物	 壁面（$H \times W$）の1/3以下 かつ、広告物1面20㎡以下 2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない W H 広告	設置不可		
突出広告物	 1.5m以下 1.5m以下 車道 4.7m 以上 歩道 3.0m 以上 広告	設置不可		

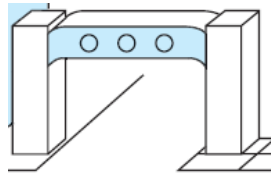
②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制				西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																																										
	現況基準				①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境																																								
建植広告物 (広告板・広告塔)	○道路沿線 <table><tr><td>道路からの距離</td><td>高さ</td><td>一面面積</td><td>合計面積</td></tr><tr><td>5m未満</td><td>設置不可</td><td>設置不可</td><td>設置不可</td></tr><tr><td>5m～10m未満</td><td>5m</td><td>3.3㎡</td><td>6.6㎡</td></tr><tr><td>10m～20m未満</td><td>5m</td><td>7㎡</td><td>14㎡</td></tr><tr><td>20m～30m未満</td><td>5m</td><td>15㎡</td><td>30㎡</td></tr><tr><td>30m～40m未満</td><td>7m</td><td>20㎡</td><td>40㎡</td></tr><tr><td>40m以上</td><td>10m</td><td>30㎡</td><td>60㎡</td></tr></table> ○鉄道沿線 <table><tr><td>鉄道からの距離</td><td>高さ</td><td>一面面積</td><td>合計面積</td></tr><tr><td>50m未満</td><td>設置不可</td><td>設置不可</td><td>設置不可</td></tr><tr><td>50m以上</td><td>10m</td><td>30㎡</td><td>60㎡</td></tr></table>	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡	20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡	30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡	40m以上	10m	30㎡	60㎡	鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積	50m未満	設置不可	設置不可	設置不可	50m以上	10m	30㎡	60㎡	設置不可					
		道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積																																										
		5m未満	設置不可	設置不可	設置不可																																										
		5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																																										
		10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡																																										
		20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡																																										
		30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡																																										
		40m以上	10m	30㎡	60㎡																																										
		鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積																																										
		50m未満	設置不可	設置不可	設置不可																																										
50m以上	10m	30㎡	60㎡																																												

建植広告物 (案内誘導広告物)	表示面積	・ 一面3.3㎡、合計6.6㎡（表裏で） ・ 集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の公告は3.3㎡以下）、合計20㎡以下	色彩等：色数5色以内 ・ 無彩色を除く ・ 色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内 光源の点滅：不可 ※上記以外は現況基準と同じ	設置不可
	高さ	5m以下		
	範囲及び個数	・ 目的地から直線距離で10km以内 ・ 一つの交差点付近に3個以下		
	表示内容	・ 目的地から直線距離で10km以内 ・ 一つの交差点付近に3個以下		
	交差点からの距離等	・ 施設や場所への誘導を目的としていること ・ 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること		
	表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと		
	色彩等	—		
	光源の点滅	—		

設置不可

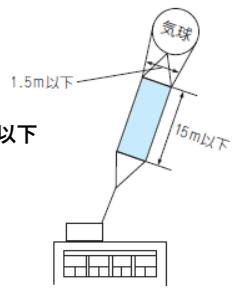
②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制			
	現況基準		①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境	
電光掲示板等	○建築物及び建築物敷地を利用するもの		設置不可			
	高さ	建植する場合				5 m以下
		建植以外				7 m以下
	表示面積	道路からの後退距離が 5 m未満の場合 1 面 3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下				
		〃 5 m以上10m未満の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下				
		〃 10m以上の場合 1 面12㎡以下かつ合計24㎡以下				
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下				
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積 1 ㎡以下のものは可)				
	○空地に建植するもの					
	高さ	5 m以下				
	表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可				
		〃 10m以上の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下				
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を 5 m以上とすること。				
アーチ広告物	下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上		設置不可			
						

西毛広域幹線道路 本線に向けて設置する非自家広告物 3 / 4

7

②本線に向けて設置する非自家広告物

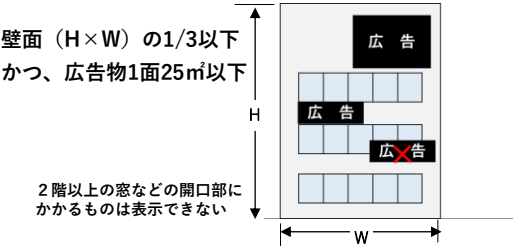
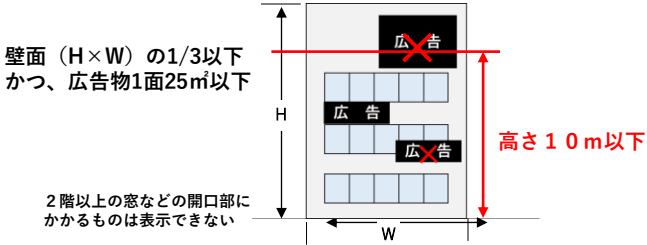
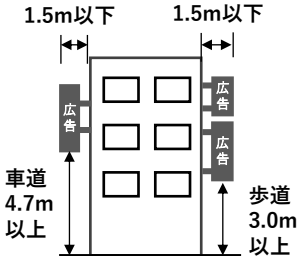
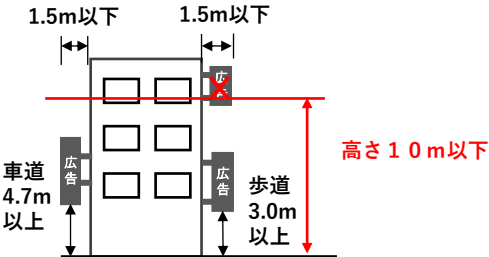
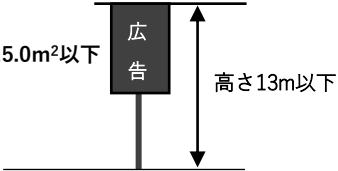
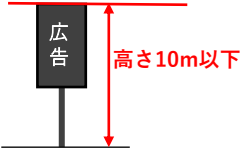
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制				西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準				①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（ＪＲ信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
電柱広告物	袖付 広告物	高　さ	車道上	地面から4.7m以上			
			その他	地面から3m以上			
		出　幅	0.6m以下				
		長　さ	1.2m以下				
		表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に取り付けること				
	個　数	1個					
	巻付 広告物	高　さ	1.2m以上				
		長　さ	1.5m以下				
		個　数	2個以下				
					設置不可		
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	1.5m以下 15m以下 気球 広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下 				設置不可		

※その他の広告物は、設置不可

③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																								
	現況基準		①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境																						
規制範囲	—		本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内																						
総表示面積	<table><tr><td colspan="3">一般の施設の場合</td><td colspan="2">100㎡以下</td></tr><tr><td rowspan="5">商業施設等</td><td rowspan="5">延床面積</td><td>2千㎡未満</td><td colspan="2">100㎡以下</td></tr><tr><td>2千㎡以上 5千㎡未満</td><td colspan="2">150㎡以下</td></tr><tr><td>5千㎡以上 10千㎡未満</td><td colspan="2">200㎡以下</td></tr><tr><td>10千㎡以上 15千㎡未満</td><td colspan="2">250㎡以下</td></tr><tr><td>15千㎡以上</td><td colspan="2">300㎡以下</td></tr></table>		一般の施設の場合			100㎡以下		商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下		15千㎡以上	300㎡以下		現況基準と同じ		
一般の施設の場合			100㎡以下																								
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下																								
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下																								
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下																								
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下																								
		15千㎡以上	300㎡以下																								
色彩等	規制なし		規制なし																								
光源の点滅	規制なし		規制なし																								
屋上広告物	10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下 広告 表示面積：一面20㎡以下 H 46m以下		設置不可																								

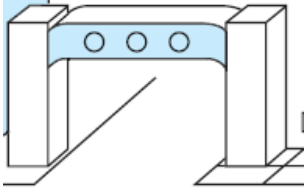
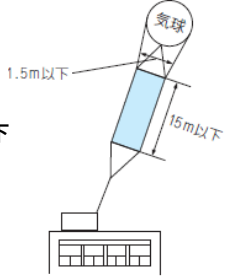
③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
壁面広告物	壁面（$H \times W$）の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下  2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない	壁面（$H \times W$）の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下  高さ10m以下 2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない		
突出広告物	 1.5m以下 1.5m以下 車道 4.7m以上 歩道 3.0m以上	 1.5m以下 1.5m以下 車道 4.7m以上 歩道 3.0m以上 高さ10m以下		
建植広告物 (広告板・広告塔)	表示面積：一面15.0㎡以下  高さ13m以下	表示面積：一面15.0㎡以下  高さ10m以下		

③一般線に向けて設置する自家広告物

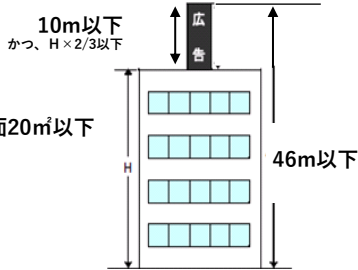
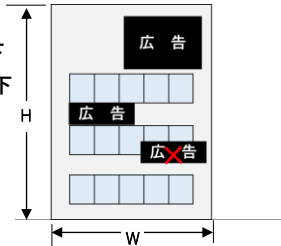
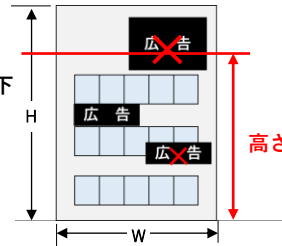
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制			
	現況基準		①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境	
電光掲示板等	○建築物及び建築物敷地を利用するもの		設置不可			
	高さ	建植する場合				5 m以下
		建植以外				7 m以下
	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1 面 3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下				
		〃 5 m以上10m未満の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下				
		〃 10m以上の場合 1 面12㎡以下かつ合計24㎡以下				
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下				
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積 1 ㎡以下のものは可)				
電光掲示板等	○空地に建植するもの		設置不可			
	高さ	5 m以下				
	表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可				
		〃 10m以上の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下				
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を 5 m以上とすること。				

③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
アーチ広告物	下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上 	設置不可		
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下 	設置不可		

※その他の広告物は、従前の基準に従う。

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
規制範囲	—	本線中心線から両側300m以内	本線中心線から両側100m以内	本線中心線から両側300m以内
色彩等	規制なし	規制なし		
光源の点滅	規制なし	規制なし		
屋上広告物	10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下 表示面積：一面20㎡以下 	設置不可		
壁面広告物	壁面（$H \times W$）の1/3以下 かつ、広告物1面20㎡以下 2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない 	壁面（$H \times W$）の1/3以下 かつ、広告物1面3.3㎡以下 2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない 	設置不可	

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制		西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準		①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
突出広告物	1.5m以下 1				

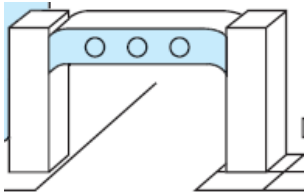
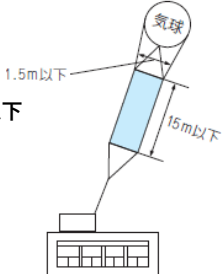
④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制					
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境			
電光掲示板	○建築物及び建築物敷地を利用するもの		設置不可				
	高さ	建植する場合			5 m以下		
		建植以外			7 m以下		
	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1 面 3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下					
		〃 5 m以上10m未満の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下					
		〃 10m以上の場合 1 面12㎡以下かつ合計24㎡以下					
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 ㎡以下かつ合計 6 ㎡以下					
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 （ただし表示面積 1 ㎡以下のものは可）					
	電光掲示板等	○空地に建植するもの			設置不可		
		高さ					5 m以下
表示面積		道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可					
		〃 10m以上の場合 1 面 6 ㎡以下かつ合計12㎡以下					
表示方法		交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を 5 m以上とすること。					

設置不可

設置不可

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制		
	現況基準	①富岡市境～安中市大竹（ＪＲ信越本線）	②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間	③安中市下秋間～高崎市境
アーチ広告物	下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上 	設置不可		
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下 	設置不可		

※その他の広告物は、従前の基準に従う。